



6町で設立に向けた準備が進んでいます

まちづくり推進隊とは、まちづくり活動をしたい人が自主的に集まる、町を単位とする会員制の組織です。町民であれば誰でも会員になることができ、市から交付金を受けて、まちづくり活動を行うことができます。

託間町を除く6町では、まちづくり推進隊の設立に向けて準備が進んでいます。12月には三野町、豊中町、財田町で「まちづくり推進隊設立総会」を開催します。また高瀬町・山本町・仁尾町でも1月以降の設立総会を予定しています。設立に向け、これまで行ってきた説明会などの開催状況をお知らせします。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書

～1月10日までの提出にご協力を～

選挙管理委員会では、1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿を調製するため、農業委員会の農地基本台帳に登録されている世帯へ選挙人名簿登録申請書を送付します。

選挙人名簿に登録されていないと投票もリコーン請求もできませんので、次の資格要件に該当する人は、申請忘れのないようご注意ください。

また、登録申請書が届かない等ご不明な点があれば、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局までお問い合わせください。

	高瀬町	山本町	三野町	豊中町	仁尾町	財田町
1 自治会連合会支部総会	4月15日	4月20日	5月18日 5月25日 6月8日	4月18日	4月19日	4月17日
2 市民対話集会	7月3日	7月2日	7月6日	7月1日	7月5日	6月29日
3 住民説明会 (自治会長+各種団長)	8月9日 (出席105人)	7月13日 (出席67人)	7月24日 (出席87人)	7月11日 (出席101人)	7月17日 (出席54人)	7月19日 (出席47人)
4 役員選考委員推薦会	8月29日 9月10日	7月30日	7月31日	7月31日	8月6日	8月1日
5 役員選考委員会	9月26日 10月16日	8月23日 11月1日	8月20日 9月12日	8月29日 9月19日	8月27日 9月27日 10月22日	8月21日 9月5日 9月13日
6 設立準備会	11月6日 11月19日 12月4日	11月22日	10月10日 10月23日 11月13日 11月29日	10月3日 10月23日 11月7日 12月5日	11月20日	10月11日 10月24日 11月9日 11月28日
7 設立総会	1月以降	1月以降	12月15日	12月22日	1月以降	12月17日

住民票に方書が表記されます

12月10日から、住民票の写しや印鑑登録証明書の住所欄にアパート名、部屋番号などの方書が表記されます。

近年、市内にアパートなどの集合住宅が増え、同じ地番に多くの人が居住し、住所が分かりにくく大切な通知が届かないことがあります。このため、方書（アパート名、部屋番号など）を表記することになりました。

【方書表記の例】

（今までの表記）三豊市高瀬町下勝間2373番地1
 （新しい表記）三豊市高瀬町下勝間2373番地1 △△アパート〇〇号

★これまでに転入や転居の際に方書の届出をしている人は、そのまま表記しますので特に届出をしていただく必要はありません。

12月10日から方書が表記される人には、12月10日以降に各世帯へ通知いたします。

★12月10日以前から市内に住居登録があり、アパートなどの集合住宅に住んでいる人で通知の届かない人は、届出により方書を表記します。受付は随時行っていますので、市民課または各支所へお越しください。

●届出ができる人

- 世帯主または同一世帯の人
- 手続きに必要なもの
- 印鑑および本人確認書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険被保険者証など）

▼問い合わせ 市民課 ☎73・3005

保険料の収納業務を民間へ委託しています

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、次の委託事業者から電話・文書・戸別訪問により納付のご案内をする場合があります。

従来、国が行っていた国民年金保険料の収納業務の一部を民間委託業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指して委託しているものです。

●案内する委託事業者（普通寺年金事務所）
 事業者名：(株)バックスグループ
 電話番号：0120(987)927

振り込め詐欺などにご注意！

●委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

●委託事業者が戸別訪問する場合、顔写真入りの戸別訪問員証明書（身分証）を提示し、未納の理由が経済的に困難という人には、年金制度の説明を行った上で免除等申請手続きのご案内をします。

※保険料をお預かりすることはありません。

※詳しくは、普通寺年金事務所 ☎0877(62)1660へお問い合わせください。
 *民間委託についての詳細は、日本年金機構ホームページで確認できます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 普通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

国民年金のお知らせ

保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ 追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、印鑑をお持ちの上、市民課または各支所でお申し込みください。

＜社会保険労務士による年金相談＞

相談料は無料で、申請の手続きもできます。

日時 12月12日（水）午前10時～午後3時
場所 三豊市役所西館
持参物 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要。

▼問い合わせ
 街角の年金相談センター高松（オフィス）
 ☎087(811)6020